## 視察 · 研修報告会 会 議 時 平成28年3月28日 午前10時00分 開 会 日 午前11時07分 閉 会 場 第1委員会室 所 中村 健 出席議員等 松崎 隆治 大塚久美子 大河内博之 神谷 雅章 本郷 照代 渡辺 信行 松井晋一郎 石川 伸一 前田 修 永山 英人 稲垣 一夫 鈴木 正章 髙野 邦良 颯田 栄作 髙須 一弘 工藤 光雄 鈴木 規子 中村 眞一 小林 敏秋 長谷川敏廣 神谷 庄二 新家喜志男 田中 弘 山田 慶勝 岡田 隆司 稲垣正明議長 鈴木武広副議長 欠 席 議 員 な し 説明のため 出席した者 事務局職員 小松康弘議会事務局長 平井隆文議事課長 菅沼賢次議事課長補佐 尾﨑かおり議事課主査 福田淳也議事課主查 伊藤友見主事

- 第1 開会あいさつ
- 第2 報告及び質疑、意見交換
  - (1) 議会改革特別委員会行政視察
  - (2) 10月23日受講「シティプロモーション(地域資源の発掘・魅力発信)の要点と進め方」
  - (3) 2月3日受講「予算審議のポイント講座」
  - (4) 2月8日受講「マイナンバー制度の要点と自治体実務への影響・課題講座」
- 第3 閉会あいさつ

○副議長(鈴木武広) 定刻となりましたので、これより西尾市議会視察・研修報告会を 開会します。

私は、本日の進行を務めさせていただきます副議長の鈴木武広でございます。どう ぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに西尾市議会議長の稲垣正明より、開会に当たりごあいさつを申し上げます。

○議長(稲垣正明) 皆さん、おはようございます。議長の稲垣正明でございます。

本日は、視察・研修報告会を開催しましたところ、市民の方、職員の他にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろは議会活動に関しましてご理解とご支援をいただきまして誠にありがとうございます。この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

さて、今回は、本年度の3回目の報告会ということでありますけれども、中身としましては、議会改革特別委員会のご報告と、外部団体が開催する研修会、3テーマの受講報告をさせていただきます。議員におかれましては情報共有、意見交換をしていただきまして議員力をさらに向上させていただくようにお願いを申し上げます。

また、市民の方につきましては、普段、議員がどのような活動をしているかということで、その一環を知っていただく絶好の機会だというふうに感じておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは始めますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長(鈴木武広) ありがとうございました。

それでは、ここで本日の流れをご説明します。

まず、今年の2月に実施されました議会改革特別委員会の行政視察について、15分程度で視察内容を報告していただいた後、議員の皆さんで質疑や意見交換をしていただく時間を10分程度とります。その後、外部団体開催研修について、各受講日の代表議員より10分程度報告をしていただき、最後に3つの研修をまとめて10分、質疑時間を設けたいと思います。

なお、質疑につきましては議員のみとさせていただきますので、ご了承ください。 議員の皆さんにおかれましては、説明、質疑をされる際はマイクを入れて着座にて お願いします。

それでは、議会改革特別委員会の報告を始めていただきます。よろしくお願いしま す。

○委員長(山田慶勝) おはようございます。私ども議会改革特別委員会は、平成28年2月8日月曜日から2月10日水曜日にかけまして3日間、視察研修に行ってまいりました。議員11名、事務局2名の計13名で行ってまいりまして、岡山県総社市、山口県防府市、山口県下関市をそれぞれ視察してまいりました。いずれも、議会改革ランキングでは県下1位、4位、1位ということで、非常に開かれた議会を実施しているとこ

ろでございます。

それでは、私ども報告グループを3つに分けてまとめましたので、岡山県総社市・ 鈴木正章議員、山口県防府市・大塚久美子議員、山口県下関市・中村 健議員に、それぞれ代表して報告していただきますので、よろしくお願いいたします。

○議員(鈴木正章) それでは、総社市から報告に入らせていただきます。

総社市で、まず基本にいたしましたのは、総社市の議会基本条例の中で、私ども西 尾市が取り組んでいない項目を中心に勉強をしてまいりました。その内容について報 告します。

まず、総社市でございますが県の南部で、東が岡山市、南が倉敷市、要は海のないところでございます。人口は6万8,000人、雪舟なり橋本龍太郎元首相が当市の出身だというであります。

議会改革の取り組みでありますが、特徴的なことは、17年3月に1市2町の合併特例で43人の議員でありましたが、早速、8月には住民からのリコール請求が通りまして、10月には定数24で選挙がされたと、住民のリコールを受けて議会改革の取り組みが進んできたというところであります。

2の議会改革への取り組みのところを見ていただきますと、テレビでの生放送をやったり、22年度には議会から、いろいろな提案をするような取り組みをされたということであります。

続いて、23年度には新規政策・事業については概要調査提出書、要は細かい資料を 議会に報告させ、理事者側と議会のやりとりができるような仕組みをみずからの提案 でつくったとか、24年度には決算、予算調書についても細かい報告をいただくという、 非常に前向きな取り組みをしてみえるというのが特徴的でありました。議会基本条例 の制定については非常に早くて、24年度に全員協議会でやって、25年度の6月には基 本条例ができたと。これは、今までやってきたことを文書化して、走りながら議会基 本条例をつくっていこうという基本姿勢の中で、非常に短期間の中でやられてきたと いう経過があります。

主な質疑と回答の中で、一番最初の、私どもがやっていない公聴会、参考人制度は ということでお聞きしましたら、制度としてはありますが、まだ実施はしていません ということでありました。2番目の、請願者、陳情者の意見陳述については、全ての 機会で聞くようにしていると。議会報告会は、規定では年2回以上ということですが、 ここにございますようにかなり24年度から数多く開催をしてみえると。市民との意見 交換会は、26年度は4件、27年度は2件という形で取り組みをしてみえるという状況 であります。

それから、特徴的な説明資料については、新規政策・事業は全て細かい内容で、これは京丹後市を参考にされたというふうに聞いております。その下の事業別説明資料も、京丹後市を参考に様式は議会から提出して出させているということであります。

自由討議の状況については、年数件程度という状況のようでありまして、これは委員 長判断の中で取り組みがされているという内容でありました。

簡単に議会改革の取り組みの中身でありますが、真ん中にございますが、やってみて体験し、総社市としてのやり方を見出そうという思いから、議会報告会に早めに取り組んだというのが非常に印象的な言葉でした。改善する目線で、とにかくやってみよう、こういうやり方もありだなということが非常に印象的でありますし、今回、私どもが取り組んでいない内容については、私どもの議会改革の中では基本的には取り組むようにしております。運用については、ぜひ総社市が取り組まれた事例を参考にすべきかなということを強く思いました。

それから、特に印象的なのは、より深い審議・審査の実施で総社市議会が取り組んだ新規政策・事業等の概要調書、予算及び決算の事業別説明資料は、ぜひ当市でも実現をしたということを強く感じました。

最後に、継続は力なりということで、熱き思いのリーダーがいないと、なかなか改革の継続・実践は大変であるなということを強く感じました。今の私どもが取り組んでいる熱き思いをどう継続していくのか、この辺が大切なことなのかなということを強く感じたわけであります。

以上で、総社市の報告を終わります。

○議員(大塚久美子) 続きまして、防府市の報告をさせていただきます。

山口県防府市ですが、山口県のほぼ中央部に位置し、瀬戸内海に面し、古くから周防の国の国府として栄え、また交通の要衝として発展した歴史のあるまちです。

2. 議会改革への取り組みの状況ですが、市長選がありまして、そのときに議員定数を半分にするという公約を立てて、それで市長が当選をしてしまったということで、では議会は何をやっているんだという市民の声がありまして、そこから議会改革をしていこうという機運が高まったということであります。テーマとして、1. 監視機能の強化、2. 政策立案機能の強化、3. 市民に開かれた議会、4. 市民と協働する議会ということで、このテーマを掲げて議会改革の基本条例の制定に向けて、議会改革推進協議会を設置して始まったということです。

経緯といたしましては、テーマについて議員の共通認識を持っていくために、必要性をみんなで一緒に勉強していったということで、22年12月に議会基本条例の制定をしております。これは全国の自治体では137番目で、県内では3番目の早さです。その後に、議会フォーラムなどを行っております。

主な質疑と回答になります。議会報告会についてですが、全ての議員が共通認識を 持って取り組むために行ったことはということで、話す内容も決め、資料を作成し、 伝える内容がずれないようにするということと、議案に対して賛成、反対の議員が並 んでいるため個人の意見は控えるようにしているということで、全て議員がみずから 資料も作成し、会場のいすを並べることから、全部議員の手づくりで行ったというこ とであります。

2つ目に、議員の意見、感想はということで、意見交換を行うと地域の要望があるために、どんどんエスカレートしていってしまうということで、途中から、一旦議会報告会を終了して、ご要望を市民からいただいて、今、言ったようにエスカレートしていってしまうので、議員としては執行部にそれを伝えるわけですが、執行部の方も量が多くなってくるものですから大変だということで、本来の議会報告会の内容からどんどんずれていってしまい要望をする会になってしまうので、今後、修正案を検討して、議会報告会の内容を中心に行っていくようにしていくということであります。

その次が、予算及び決算における政策説明についてですが、先ほどのところでもありましたが、どのような経緯で作成したかということで、平成24年度の予算から執行部と協議をして、先進地(京丹後市)の資料を参考に作成をしました。当初、執行部の反発もあり、執行部の方は、仕事量としてふえてしまうものですから反発があったということで、協議をしながら作成していくまでに2年かかりました。でも、この資料を出すことによって、予算書よりも事業別の説明書になっているので、予算書になると事業の内容が全部数字として入り込んでいるのでわかりにくいんですが、事業別の説明書ということで、とても審議がしやすくなったという声がありました。これが、予算及び決算における政策説明書になります。ぼやけて小さいのでちょっと見にくいですが、予算書よりも事業政策説明書の方が厚くなったということで、そのかわり議員もしっかり勉強して、その中から深い質問をしていかなければいけないということで、議員自身もしっかり取り組んでいくということでありました。

最後に、先ほども言いましたけれども、ここは早い段階から議会基本条例の作成に取り組んでいるんですが、議会改革推進協議会を設置しということで、これが西尾市の特別委員会と部会になるのかなというふうに思いますが、条例を制定して5年たっているわけですが、年に15回程度、月に1回以上の会議をいまだに行って、議会基本条例の見直しを行って検証しているということが、本市においては、今回、素案ができた時点で、必要に応じて議会改革特別委員会の開催をしていくということですが、ここは5年たっても毎月やっているということで、見直しをして検証していくということは大事なのではないかなというふうに思いますので、今後、条例が制定された後には、また見直しをしていくことが必要なのではないかというふうに感じました。

先ほどの予算及び決算における政策説明の取り組みにおいては、参考資料を事業別の説明書としているということなので、これは今、鈴木議員の方からもありましたが、今回、素案ができた時点で、それを組み込んでいくというのはすぐには難しいかなと思いますので、今後、それも検討して、執行部と話し合いをしながら資料の作成というのは、ぜひ取り組んでいきたいなというふうに思います。

また、予算委員会も防府市は設置をしていますので、それも含めて一緒に考えて、 今後、取り組んでいきたいなというふうに思います。 以上です。

○議員(中村 健) 続いて、下関市の説明をさせていただきたいと思います。

3日目の下関市ですけれども、本州の一番西の端に位置しておりまして、人口は約28万人なんですけれども減少傾向にあって中核市であります。面積が716平方キロメートルということで大変大きな市で、予算規模としては一般会計が1,200億円強ということで、大体西尾市の2倍強ぐらいの財政規模となっています。

こちらが議場の写真なんですけれども、新庁舎ができて1年たっていないということで、大変新しい議場になっています。この部屋でお話を聞いてきたんですけれども、まず議会改革の取り組みの状況ということで、項目ごとに簡単に説明をさせていただきたいんですが、条例制定の経緯といたしましては、平成19年の改選後に報酬等の見直しについて提案があり、その中で議会改革に関する調査特別委員会が設置され、改選後の平成23年に議会基本条例の制定を検討すべきである旨、申し合わせがされて、最終的には平成24年3月に議会基本条例が制定されております。

条例制定までに関する協議の場と役割分担についてはこのようになっておりまして、立案は特別委員会で行うんですけれども、制定に伴う調整は議会運営委員会で行ったりとか、条例素案の検討は別に作業チームをつくったりとか、素案の説明については全員協議会でという形で、さまざまな組織を使いながら協議をされたということです。

続いて、市民と議会のつどい、いわゆる議会報告会についてですけれども、下関市の特徴というのは、議会運営委員会が中心になって行っているということで、原則として全議員が参加して議会報告会を行っています。内容については、まず最初に議長があいさつをされて、その後に各常任委員会が活動報告、その後に質疑応答をして、最終的にアンケートの実施という形の流れだそうです。アンケート結果については、議会のホームページですとか、本庁・各支所で公開がされておりまして、実施状況としては、27年度が4回、26年度が5回、25年度は3回というふうになっております。

続いて、インターネット中継についてですけれども、こちらは早い時期から取り組まれておりまして、一般質問については平成13年6月定例会からライブ中継及び録画中継がなされています。その後、紆余曲折がありまして、最終的には平成26年2月からは、全ての委員会と本会議についてライブ中継及び録画中継がされています。

この写真の赤丸のところがカメラで、カメラで映ったものがインターネット上で見られるという仕組みになっています。

主な質疑と回答についてですけれども、条例上、議員間の自由討議ですとか、文書質問について規定はあるんですけれども、事務局の方のお話では、実際、なかなか運用上はできていないということでした。また、議会報告会については議会運営委員長の方針によって、かなりやり方ですとか回数が変わるということで、先ほども説明しましたように回数とか場所等についても、年度、年度によってかなり内容が変わっております。また、アンケートについては議会運営委員会で協議して、その後の報告会

に生かすようにされているということです。

続いて、ライブ配信について、経費についておたずねしました。イニシャルコストについては約55万円で、ランニングコストは年間約23万円ということで、決して安いとまでは言わないですけれども、機材導入の経費として考える分には検討に値するのかなというふうに思います。そして視聴者数については、ライブ中継になりますと1日平均で102件、一般質問があるときは200件余りですけれども、録画中継については1日当たりで平均5件しかないということでした。

あと、所見ですとか課題ですけれども、下関市は議会報告会について、西尾市でい う町内会を巻き込んで、町内会に案内を出して共催という形をとっているということ で、こちらはすごく参考になるのかなというふうに思います。

また、スマートフォンとかタブレット端末でも本会議とか委員会の中継が見られるような仕組みにもなっています。

続いて、先ほどの文書質問等でもありましたけれども、仕組みをつくったからといって機能するわけではなく、結局は議員一人一人の心の持ちようになってくるので、 西尾市議会として、多くの議員が納得できるような制度設計をすることが大事ではないかなというふうに思います。

また、議会報告会については、議員の審査における議論の経過や考え方などについても説明したりとか、報告会の後に市民とシティ・ミーティングを開催するなどの工夫もされているということで、こちらも参考にしたいなというふうに思います。

そして最後ですけれども、先ほども説明しましたとおり、録画よりもライブ中継の 方がアクセス数が多いことで、こちらは傍聴に来れないわけではなくて、自宅なら見 るという人がたくさんいるということで、重要な視点かなというふうに考えられまし た。また、山口県で下関市は議会改革度ランキング第1位でありましたが、お話を聞 いてみると内容的にまだまだ課題が多いということで、実際、その地に行ってお話を 聞かないとわからないことも多いなというふうな印象を持ちました。

以上で、終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長(鈴木武広) ありがとうございました。

それでは、議員の皆さんの中で、お聞きになりたいことがありましたら順にご発言いただきたいと思います。氏名を述べてから、ご発言ください。

- ○議員(鈴木規子) それでは、それぞれ議会報告会が行われております。その出席状況 といいますか、参加の状況を短くで結構ですのでお知らせください。
- ○議員(鈴木正章) 多分、資料でいただいてきていると思いますが、すぐに出ませんの で、後でご報告ということでお願いします。
- ○副議長(鈴木武広) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ほかにないようでありますので、これをもって終わります。

ここでパソコンを移動させますので、少々お待ちください。 (パソコン 移動)

お待たせいたしました。

次に、10月23日に開催されましたシティプロモーション(地域資源の発掘・魅力発信)の要点と進め方について、神谷庄二議員、小林敏秋議員、高須一弘議員、颯田栄作議員、そして私の以上5名が受講いたしました。代表して、颯田栄作議員より報告をしていただきます。颯田栄作議員、よろしくお願いします。

○委員長(颯田栄作) それでは、颯田が代表しまして説明をさせていただきます。

まず、場所はNHK名古屋放送センタービル、日時が平成27年10月23日、講師として木村 乃氏で、プロフィールはビズデザイン株式会社代表取締役、明治大学商学部特任准教授、元・神奈川県三浦市理事(政策経営担当)です。

内容としまして、地方議員のためのシティプロモーション(地域資源の発掘・魅力 発信)の要点と進め方、行きたくなる・住みたくなる「まち」にするためを勉強して きました。地域活性化の真の目的は人口増ではなく、より人間らしく暮らすことであ り、住民が幸せを感じ、地域に愛着を感じ、ありのままに暮らせることが重要である と。政治は正義、社会は愛、経済は損得として表現されますが、地域の活性化の目的 が人口増となっている現在、社会までもが「損得」で語られるようになり、人口増は 経済発展の1つの手段となっているような気がします。本当に魅力ある地域をつくろ うとするには、いま一度、人間らしくを目的とする社会が再生されなければいけない。 そして、人間らしく生き生きとした住民がたくさんいる地域であれば、人々は遊びに 行ってみたい、買い物に出かけてみたい、住んでみたい、そこで地域との交流が深ま り、地域の人口もおのずとふえる、文化・文化財のシティプロモーションだけでは地 域の発展は望めない。そして、地産地消にこだわりすぎると地域文化が見えなくなる、 すなわちシティプロモーションは主観的な目でなく、客観的に見る目が必要になって くる、わかりやすく言えば素人だけでなく、そこには必ず客観的な目を持つプロフェ ッショナルの参画も不可欠である。地域住民を本気にさせないシティプロモーション に価値はないと言われたときには、極めて独創的な考えを持っておられる講師だなと 強く感銘をし、聞き入ってきました。

そのときの研修所見といたしまして、シティプロモーションの地域活性化の真の目的は、人口増ではなく人間らしい生活であり、そこに住む住民が、みずからの幸せや地域に愛着を感じ、ありのままに暮らしているという魅力を売り込み、住民みずからが自治体の知名度、向上を図らなければ、シティプロモーションの長続きはあり得ないと講師は言っておられました。今までも地域の、ゴリ夢中とかぐっさん家、旅してゴメン、カミングアウトバラエティ秘密のケンミンSHOWや、ぶらり途中下車の旅など、地域紹介番組が高視聴率を上げているのは皆さん御存じのとおりだと思います。それらは、その地域のありのままの生活習慣などを紹介する番組で、ここで紹介され

る地域情報のほとんどは我々にとって初耳であり、そのいずれも大いに興味をそそられるものばかりであります。なぜ、初耳の情報が多いのでしょうか。それは、その地域で見られる生活習慣が、地元の人にとってはごく当たり前のものであるため、それらが個性的なことであることに気づかず、発信されることもほとんどないからです。要するに、「皆さん御存じでしたか、私たちは毎日空気を吸って生きているんですよ」とアピールする人がいないのと同じことです。まさに、メディアを通して見る我がまちの姿の再発見です。自分たちには当たり前の生活習慣が、他地域の人は驚いている、おもしろいと思っている、うらやましがっていると伝えた途端に地域住民は、何々がないなんて、どこどこの地域がかわいそうといった反応を見せますが、これはみずからの地域文化に対する強い愛郷心が刺激されているからであります。

シティプロモーションを成功させるために最も重要な取り組みは、地元の人々に対して、自分たちのありのままの暮らしぶり、すなわち地域文化にこそ高い価値があると認識してもらうと同時に客観的な目を持った、いわゆるよそ者のプロの専門家が、その暮らしぶりに関与していくことが望ましいということになります。西尾市でも、行政機関が人口減少を盛んに問題にし、どうふやしていこうかと日夜頭をひねっています。確かに人口減少は大きな問題ですが、何かと講師の考えを当てはめれば、人間らしくありのままの暮らしができるようになれば、おのずと人口減少に歯どめがかかることになります。

観光振興の活性化、地域特産品の活性化ももちろん重要ですが、地域の魅力として、 ありのままの暮らしを前面に出していくことで、補助金に頼らない長生きする地域活 性化ができるメリットも生まれるのではないでしょうか。榊原市長も、よくあいさつ の中で言われますが、活力ある地域とは、我がまちの文化維持、再生創造しようとい う人がたくさんいる地域であって、地域住民が地域に愛着を感じ、ここに住み続けた い、ここで学びたい、一度は出て行っても、いつかは戻ってきたいという人がたくさ んいる地域であります。まさに、そういったまちづくりが必要だと考えます。確かに、 文化などより経済の方が重要ではないかという考えの方もあります。活発な経済活動 によって、お金を稼ぐことは必要です。しかし、住民が生き生きと暮らしていけるま ちづくりができれば、人の交流が生まれ、操業したい、事業進出をしたいという起業 家、事業家もふえ、結果、経済も循環するのであります。ただ、地域の活性化には大 きな経費がかかるのは事実です。どこの自治体も、湯水のごとく資金があるわけでは ありません。特に、人口減少に伴う税収の減少は、どこの自治体にも共通する悩みで あります。そして、税収の減少は、自治体の減少に直結します。しかし、それを解決 する1つの方策として、交流人口の増加による消費拡大が挙げられます。それは、定 住人口から交流人口への方向転換です。交流人口は流入消費者であり、流入観光客の ことであります。自治体政策から見ると、交流人口はお金を持って流入して来る人の ことを指しますが、内需から外需への政策転換です。つまり、外に向けたアプローチ

であり、シティプロモーションで注力している背景であります。

しかし、先ほどから言っているように、人がどんどん減って寂しくなる地域に遊びに来たい、買い物に行きたいなどと思う人はいません。そういうところで外に向けたアプローチを前提とする方法は、そもそも現実的ではありません。地域住民がありのままに暮らし、その生活に幸せを感じ、地域に愛着を感じる、そしてそれが自分たちの個性であることを認識することができれば、おのずと他の地域からの流入、人口はふえると思います。あとは、受け入れる側です。西尾市においても、おもてなしという言葉は随所で聞きます。残念ながら、訪れてくださる人々を人間として迎え入れ、おもてなしをするという姿勢があるとは言い切れません。来ていただく人たちを、人間としてではなく、お金の入った財布としか見ていないような気がします。本当に心のこもった交流をしているのでしょうか。出席者の皆さんは、どう思われますか。

そこで、市側への要望です。管理の論理から経営への論理、おもてなし政策として確立し、営業開発課の設置を望みます。講師の方も、ローカルアプローチビジネスの成功例として神奈川県の三浦市を挙げられました。三浦市をロケ地化し、地元の人々に愛され、さらに外に対する求心力も発揮した結果、かなり大きな経済効果をもたらしたそうです。解散で世界じゅうを騒がせたSMAPの歌で、「世界に一つだけの花」の歌詞に「ナンバーワンにならなくてもいい、もともと特別なオンリーワン」といフレーズがありますが、伝統的なものであろうと、目新しいものであろうと構わない、地元民がこよなく愛し、親しむことができる生活習慣であればいいのです。

また、新時代のシティプロモーションを、地域の価値を継承、創造する戦略のシティセールスと考え、我が西尾市も市民のための行政を推進するために、今回のご講演でご教示いただいた視点に立って、地域の活性化に取り組んでいけたらなと思っています。そのように勉強してきたことをまとめてみましたけれども、皆さんの発表の仕方と違いましたけれども、これは私が勉強した中の思いで5人の気持ちをまとめてありますので、どうかよろしくご参考にお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長(鈴木武広) ありがとうございました。

それでは、次に2月3日に開催されました「予算審議のポイント講座」を受講されました中村真一議員、本郷照代議員、大塚久美子議員、中村 健議員、以上4名の議員を代表し、本郷照代議員より報告をしていただきます。本郷照代議員、よろしくお願いします。

○委員長(本郷照代) それでは、よろしくお願いいたします。

去る2月3日、名古屋放送センタービルで行われました。講師の先生は、関西学院 大学専門職大学院教授の稲垣克祐先生でした。大変示唆に富むお話で、大いに参考に なる点がありました。

まず、第1部といたしまして、自治体の環境変化と予算審議の部では、まず地方自

治体をめぐる環境の変化についての説明がありました。それは、すなわちヒト・モノ・カネなどのストックサイクルの大きな変化、言いかえるならば劣化を視野に入れていかなければならないということです。人口は一度減ってしまうと、回復するには30年は無理ということで、今、手を打てば30年後には効果が出てくるというわけです。人口が減らないように、また30年後には下げどまるように今、何をするべきかというお話でありました。

また、ものに関しましても、特に合併をした自治体は公共施設の総合管理計画をしっかり策定して、保有総数を30%減とする、あるいは財政負担の平準化を図るために、今後、50年ではなく、40年で建てかえなどの前倒しが必要になってくるだろうということでありました。下水管などに関しては、25年でもいいのではないかというお話がありました。

公共施設の再配置を真剣に考えている自治体は、調査によりますと全体の4分の1 しかないということで、数十年後に泣くか笑うかは、今現在の対応いかんによるとい うことでありまして、現在、西尾市が進めている公共施設再配置の取り組みを、改め て評価したい気持ちになりました。

2番といたしまして、予算と決算であります。ここでは、財政民主主義という言葉が繰り返し強調されました。租税や公債など、国民に貨幣的負担を負わせる政府の行為、その前提となる経費支出については、議会の議決を通じて国民の承認を得る、言いかえれば当事者と非当事者が一致するという点で財政民主主義、こういう説明がありました。

予算と決算については、決算の結果を見て予算を審議することの重要性を指摘されました。例えば、決算審議の中で「検討します」との文言があったならば、予算審議の中で、決算審査で○○議員の質問に対して検討しますとされた××については、どのような検討がなされましたかというぐあいです。決算の流れについてはレジュメに示したようですが、③の議会による審査・認定とあるように、議会の役目が非常に重要であることを再認識、再確認していただきたいとのことでした。

また、決算書については、ご承知のように歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明 細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。

3番としまして、予算審議のポイントですが、この資料にありますように10項目挙げてありましたが、まず1と2ですけれども、特に款別に比較すること、款、項、目別にその伸び率でよいのか審議することとの説明をいただきました。また、個別計画ごとに委員会で検討することの重要性も指摘されました。

5、6ですが、例えば介護事業などの場合、民生や土木、システムなど複数の課に 分かれていることもあり、注意すること。特に6に関しましては、秩父市では事業別 予算を議会の方から要望して出してもらったということであります。

⑧では、予算額と審議時間は反比例するというパーキンソンの法則も紹介されまし

て、毎年ゼロベースで考え、審議することと強調されました。

また、9番の調査費などは、一旦ゴーサインが出ると、どんどん加算されてしまうことがままあるので、この段階で本当に必要なのか審査すること、今後どのような将来負担額が必要になるかなどを見直すこととの指摘がありました。

10では、13節、19節はしっかり見ること、28節公営企業に対しての繰出金、貸付金、 出資金などを赤字補てんしているなら、何で特別会計にしているのかということも考 えなければいけないとも言われました。

4番として、性質別経費から見た予算審議のポイントでありますが、節別で見ていくのが性質別で、例えば大量退職にどう備えているのかなどを見ていくことで、これは将来負担比率を聞けばよいとのことでした。

1の人件費については、退職金、給与、各種手当、福利厚生費、職員研修費とありますけれども、多岐にわたっていることと、特に5番の職員研修費に関しては、1つの投資としてとらえるべきであり、近年は、減額傾向にあるということはよくないというご指摘がありました。

(4)の委託料については、業務委託がふえると自治体発の低賃金化につながりかねないので、得られるサービス水準が下がっていないかをしっかり見るようにとのことでありました。

(5)の公共施設の維持管理費については、締められているのに光熱費がかかっていることがあったり、本来は使っているはずのない人が使っていたりという例があるので、それらをチェックするようにとのことでありました。

5番の決算統計の分析でありますが、まず(1)として、地方財政の用語の復習から始まりまして、財政分析へと入っていきました。財政分析を行うに当たっては、3つの視点が紹介されまして、視点の1として、財政収支の観点からで、当該年度中に収入された現金と支出された現金の差額を見る、いわゆる形式収支、これに発生主義の要素を加えたものが実質収支であります。実施収支の黒字の考え方としては、後年度の財源調整に必要な範囲内にとどめ、それ以外は行政水準の向上のため、あるいは地方債の繰上償還等に活用すべき、また年度間の財政調整を図ることとのことでありました。

実質収支比率は、実質収支の水準を示す指標で、経験的に3から5%が望ましいと の説明でありました。

実質単年度収支は、単年度収支に財政調整基金積立金や地方債繰上償還額などの実質的な黒字要素を加え、そこから財政調整基金取崩し額などの実質的な赤字要素を引いたものであります。

1つ、実例が示されまして見ていきたいと思うんですけれども、財政悪化はいつ始まったかということであります。表の実質収支比率を見てみますと、平成23年度から3%のマイナスになっておりますけれども、財政調整基金残高を加味した実質単年度

収支比率を見てみますと、早くも平成18年度からマイナス3%となっており、財政悪化は既に平成18年度から始まっていたという例が示されました。

視点の2として、弾力性分析で、どれだけ機敏に対応できるか、動脈硬化は進んでいないだろうかという視点から見るということであります。経常収支比率は、町村なら70%、都市なら75%が経験的に適切で、これがそれぞれ75%、80%を超えると弾力性を失いつつある状態だということで、西尾市は平成26年度普通会計では88.1%でしたので、少し弾力性に欠けているのかなということでありますが、現在は、経常収支比率が高どまりの傾向にあるということでありまして、理由として考えられるのは、公債費の増加、扶助費の増加、そして投資が進んだことにより維持管理費が増加したことなどであります。

視点の3としては、分権の基本としての歳入分析が挙げられますが、これは皆さん 一番御存じの財政力指数のことでありますので、説明は省きます。

(4)の財政状況の理解のための公表資料として1から4までですけれども、平成22年度からは決算カード、②として、上の表の2、3、4をまとめた財政状況資料集、③として、そのほかに類似団体比較カードがあります。②の財政状況資料集は、県のホームページからもダウンロードできるし、財政課でもいただけるということですので、早速、この3月議会で活用させていただいたところであります。

第2部といたしまして、財政健全化法と予算審議ですが、財政健全化法により、早期健全化団体というのが措置されまして、古い法律では①の実質赤字比率のみであったものが、②の公営事業会計の収支を連結した連結実質赤字比率、さらに一部事務組合等を加えて公債費比率らが加わりました。そして、財政健全化法における自治体経営などいろいろありましたが、今回は予算のことということですので、次にいきたいと思います。

ここで一番気をつけたいのは、私たち議員の役割であります。健全団体であっても、 健全ではないということです。これは、すなわち国が介入するほどではないというこ とであります。ですから、4にありますように、健全団体こそ求められる議員の監視 能力であります。これは、早期健全化団体の議員になったつもりで予算審議に臨むこ と、この姿勢を強く強調されました。

そして、公的部門における貸借対照表、バランスシートの考え方ですけれども、資産は財源の使途、これは当然なんですけれども、負債というものが将来の世代からの財源調達であり、そして純資産は現役、過去の世代からの財源調達だということの重みを改めて感じつつ、予算審議に当たらなければならないと痛感した研修でありました。

また、西尾市においては、決算は特別委員会がありますが、予算審議は各委員会に付託されております。このことを質問しましたところ、予算決算特別委員会ということで通年の設置を考えて、通年を通して審議したらどうかというご提案もいただいた

ところですので、ご報告の1つとさせていただきます。 以上で、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長(鈴木武広) ありがとうございました。

それでは、次に2月8日に開催されました「マイナンバー制度の要点と自治体実務への影響・課題講座」を受講されました神谷雅章議員、大河内博之議員、松崎隆治議員、以上3名の議員を代表して神谷雅章議員より報告をしていただきます。神谷雅章議員、よろしくお願いします。

○委員長(神谷雅章) 2月8日、大河内議員、松崎議員と外部研修に参加させていただき、ありがとうございました。

地方議員のため「マイナンバー制度の要点と自治体実務への影響・課題」をテーマとした研修内容について、ご報告させていただきます。

報告の前に、少しお話をさせていただきます。講師のところを見ていただきたいと 思いますが、情報学研究所センターの教授ということで、研修の全般にわたりマイナ ンバー導入においてシステムの構築、ネットワークの構築、セキュリティー等の問題 点ということで、今回はシステム上のお話が中心であって、私たちは今後の課題、問 題点等のことを期待して行きましたが、少し残念な研修であったことをご報告しなが ら、お話させていただきます。

マイナンバー制度は、27年10月5日より通知カードが国より送付され、個々に個人番号カードの交付申請を行い、個人番号カードが交付され、28年1月より社会保障、税、災害対策など、法律で定められた行政手続について運用が開始されました。

この画面ですが、個人番号カードを利用した方法のことが書かれております。一番下の高校生を初め、大学生等、就職、結婚、子育て、退職という形の中を一度ごらんください。高校生、大学生においては奨学金の申請において、住民票、保護者等の課税証明書の添付が今までありましたが、こういうところで市民の手間が省け、個人番号カードを提出すれば省略できると。結婚において、子育てにおいても扶養家族の番号を提示する場合、健康保険証の添付の省略、課税証明書の省略等、今までの申請において手続が要らなくなるなどが利点であります。また、民間事業者においても税や社会保障の手続でマイナンバーの取り扱いと、いわゆる源泉徴収票、支払い調書、健康保険、厚生年金の届出等についてマイナンバーを使い、報告をしていただきたいということで義務づけられてきます。

ここからマイナンバー法について、一部ご説明をさせていただきます。

行政運営の効率化及び分野における公正な給付と負担の確保、国民が行政手続による負担の軽減、本人確認の簡易な手段などで利便性の向上などを目的として国はマイナンバーを、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法を定められました。これに基づいて、マイナンバー法については、下にありますように個人番号・個人番号カード、特定個人情報の保護等、いろいろな

項目によって定められ、それに基づき各市町村においてはマイナンバー法施行に伴い、住民基本台帳については別添、裏の方にマイナンバー施行後、個人番号カード交付開始、情報ネットワークシステムの稼働など3段階で法の改正を行うなど、関連条例等の改正が必要になってきました。

一部、ここでお話をさせていただきますが、講習の中で、システム上いろいろな面で説明があった中、今回はマイナンバー法の研修が多くて条文の説明等がありましたが、抜粋してご説明をさせていただきます。

条例等の改正の中で気をつけなければいけないのは、個人番号の利用範囲、個人番号カードの交付利用、特定個人情報の提供と情報ネットワークシステム等について、ご説明をさせていただきます。

9条の2項において、個人番号の利用範囲が定められ、個人情報を効率的に検索し、 及び管理するために必要な限度で個人番号が利用でき、別表において各市町村は、これを利用される範囲が定められております。児童福祉法、国民健康保険法、子育て等 の法律について制限がされております。

第19条においては、特定個人情報の提供が定められ、個人情報保護のため、個人情報の提供の制限がされております。別表第2におきまして、市町村は情報提供しなければならない項目が定められております。また、ほかの地方公共団体、機関への特定個人情報は19条の9項に基づき、取り扱いについて条例で定めなければならない。

また、先ほどお話をさせていただきました情報ネットワークシステムについてですが、住民基本台帳法第30条において、市町村において住民票の記載、削除、修正などを行った場合には、本人確認情報を都道府県知事に通知しなければならない。いろいろマイナンバー法の研修でご説明をいただき、各市町においては内閣府が発行したマイナンバー法の逐条解説に基づいて、今、条例の改正、規則等の改正を行わなければいけないことになっております。

個人番号を付した理由と書いてありますが、個人番号をつけるに当たりどのような協議がなされたかということで、個人番号は唯一無二性で悉皆性、グループの場合、世帯ごとに全員つけなければならないと。当初は戸籍で検討していたが、住民票を持っている人に番号をつけるということになり、外国人はどのようにするかの検討がありましたが、住民票の届出のある外国人にも番号をつけることになりました。住民票コードで番号をつけるという検討もされたそうですが、住民票コードは外部へ漏らしてはいけないという条件がありまして、新たな個人番号を全国でつけるようにしたというご報告がありました。また、けた数ですが、12けたで決定し、実際の個人番号のけた数は10けたで使用させていただきます。その中で、コード番号ですが、今現在100億人分のコード番号がつけられる環境で設定がされているそうです。それと1人当たり9個の番号について、なぜ9個なのか質問させていただきました。それに対して、紛失しました、どこかへいきましたという形の中で、紛失した場合は各市町村に

おいて協議していただきながら、今はめったやたらには出せませんが、1人9個まで 出せますよというような回答がありました。また死亡された方の番号は、生涯使わな いというような約束がされております。

それと、個人番号カードの有効期限ですが、誕生日を基準として大人10年、子ども 5年とするということで有効期限が設定されております。子ども5年というのは、誕 生してから顔が変わってしまう分、5年という短い期間で有効期限を設定しているそ うです。電子証明書の有効期限は5年間としております。

ここで、個人番号カードのご説明をさせていただきます。

表、裏という形で、表には氏名、住所、生年月日、有効期限と顔写真が入っております。個人番号の裏面においては、I C チップの中には表面のものが全部記憶され、いろいろな個人認証等のものが入っております。その中で、ここを見ていただきますと、1番の本人確認の措置において利用、個人番号カードは住民の利便性を向上するもので、条例で定める事務に利用することということですが、ただ4番目、個人番号カードの所管は総務省で一括管理しておりますということです。

これも、先ほどの表面、裏面に個人番号カードのAP構成とありますが、一番下の住基コードとJPKI-APは、各市町で自由に使えるところです。

これがネットワーク環境です。市町村、都道府県、全国ネットという形でネットワークで管理されております。いわゆる、県のサーバを全国サーバで一括管理しながら、県内でのネットワーク、市町村とのネットワークがあります。

コンビニの関係ですが、新しい事業においてコンビニエンスストアで個人番号カードを使い、暗証番号を使っていきながら交付サーバに入り、本人の確認をする。それと、各市町村で確認をとりながら証明書発行センターから交付ができるという、今年度の新しい事業です。

マイナポータルというものがありますが、これは将来、29年1月をめどに自宅のパソコンから、自分の個人番号カードに入っている情報を見ることができるというシステムです。

最後に、本年度マイナンバーが施行されました。 2番目のマイナンバー化の促進ということで、民間に開放がされます。そういう場合にチケット、たばこの自動販売機、クレジットカードということで利用ができるようになります。それと、番号制度の見直しは一度、確認しておいてください。とりあえずは、開放されてマイナンバーの中が一元化になることが確保されております。

走って申しわけございませんが、最後に研修を受けまして、この発表でいろいろマイナンバー法を勉強させていただきありがとうございました。

○副議長(鈴木武広) ありがとうございました。

それでは、ただいま報告のありました3つの研修について、議員の皆さんの中でお聞きになりたいことがありましたら、順にご発言いただきたいと思います。氏名を述

べてから、ご発言ください。

○議員(鈴木正章) 2つ、お願いしたいと思います。

まず、颯田議員の方からご提案のあったシティプロモーションで、西尾市が取り組むといい部局とのご提案がありましたが、もう少しその辺、具体的にどういう部局で、そこで何をさせると西尾市にとってよりよい効果があるのかというところを、まずお聞かせいただきたいのが1点目と、それから2点目に、本郷議員ご発表の講師の質問で、予算審議は特別委員会で云々というようなご発表があったようですが、その辺の講師の判断、どういう形でそういう判断をされたのか、その辺をもう少し詳しくご報告いただきたいです。

以上、2件でございます。

- ○議員(颯田栄作) 産業部でやっているいろいろなものに関して、今、何がと言われて も困るんですけれども、おもてなし1つとっても、専門的にもう少しやっていってい ただきたいなということを感じてきました。営業開発課というものをつくるといいと いうことを聞いてきました。
- ○議員(本郷照代) これは、研修が終わった後、私が先生に対して質疑をさせていただきました。「西尾市の場合は、決算は特別委員会がありますが、予算の方は特別委員会がありません。それぞれの委員会で審議をいたしておりますが、このような場合、どのような取り組みをしていったらよろしいでしょうか」と私が質問しましたところ、稲垣教授の方から「それだったら議会改革の一環として、予算決算特別委員会を設置していただいて、通年で見ていくというやり方もありますから、ぜひご提案なさってはどうですか」と、これが先生のお答えであります。
- ○副議長(鈴木武広) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

ほかにないようでありますので、これをもって終わります。

本日の報告は、全て終了しました。

閉会に当たり、稲垣議長よりごあいさつを申し上げます。

○議長(稲垣正明) それでは一言、ごあいさつを申し上げます。

本日は、市民の方、職員の方、最後まで傍聴していただきまして誠にありがとうご ざいます。議員の方におかれましては、大変お疲れでございました。

少し、感想を述べさせていただきますけれども、今回、視察報告1件、研修の方は3テーマということでありまして、議会改革の方では、今、本市では9月の議会基本条例の制定をめどに準備しているところでございまして、それと4月23日に議会報告会をやるということで、今、準備をしているところでございます。そういう意味で、議会改革の報告会の報告もありまして、非常に参考になるのではないかなというふうに期待をしております。

それから、シティプロモーションの方では、定住人口から交流人口のワードが特に

気になっております。この辺も、かなり重要かなというふうに考えております。

それから予算審議では、早期健全化団体の議員になったつもりで予算審議をするというところが、かなり重要なポイントかなというような印象を受けております。

それから、マイナンバー制度につきましては、個人番号の幅広い観点から説明がありまして、そういった点で、幅広く理解ができたというように感じております。

いずれにしても、今回の視察・研修報告会につきましては、市民の方の市税を使って実施しておりますので、今後、こういった活動を十分市政に反映していかなければいけないかなと、議員の立場で思っております。

以上で、私からのごあいさつとさせていただきます。本日は、どうもお疲れさまでございました。

○副議長(鈴木武広) ありがとうございました。

これをもちまして、視察・研修報告会を終了します。

なお、お配りしましたアンケートにつきましては、恐れ入りますが、この場でご記入いただき、机の上に置いてお帰りになるか、委員会室出入り口のアンケート回収箱へご提出くださいますよう、ご協力よろしくお願いします。

本日は、誠にありがとうございました。

終